

諸外国における公的研究開発法人等について

国名	イギリス	ドイツ	フランス	アメリカ		
公的研究開発機関の概要	○ビジネス・イノベーション・技能省の下での7つの研究会議に約17研究所。 ○その他、エージェンシー、NDPBの形態として約20の政府系研究機関が存在。	○研究協会傘下の研究所 ・連邦教育研究省の下に250以上の研究所(支援機関としての4つの研究協会の傘下に存在)。 ○上記以外の研究開発機関 ・連邦政府管轄(約50)及び州政府管轄(約200)の直轄の研究機関が存在。	○高等教育・研究省等の下に主なものとして34の研究開発を行う法人(公施設法人)が存在。その他、財団法人形態での研究開発機関も存在。	○連邦政府研究所 ・各省庁の下に600以上の研究所が存在。省庁レベルの組織から省庁内部組織等形態は様々。 ○連邦政府出資研究開発センター(FFRDC) ・39機関存在。政府が出資し、運営は非政府機関(大学、民間非営利団体、民間企業など)が実施。		
公的研究開発機関の例	○政府の研究会議 バイオテクノロジー・生物科学研究会議(BBSRC)、工学・自然科学研究会議(EPSC)、医学研究会議(MRC)、自然環境研究会議(NERC)、科学技術施設会議(STFC)など。 ○エージェンシー ・英国宇宙エージェンシー、環境エージェンシー、食料・環境エージェンシー、防衛科学技術ラボラトリー など。 ○NDPB ・国立健康研究所、科学技術施設カウンシル、フォレストリサーチ、健康リサーチオーソリティー など。	○研究協会傘下の研究所 ・マックスプランク学術振興協会(87研究所)(主として基礎研究) ・ヘルムホルツ協会(18研究所) (主として大規模研究装置を運用した大規模な研究) ・フ라운ホーファー協会(60研究所)(主として応用研究) ・ライプニッツ学術連合(88研究所) (マックスプランクとフ라운ホーファーの中間的位置) ○連邦政府管轄(約50)及び州政府管轄(約200) ・政府の省庁の施策に直結する研究開発を実施。	○研究開発法人(公施設法人)の例 ・国立科学研究センター(CNRS)、国立宇宙研究センター(CNES)、国立保健医学研究所(INSERM)、国立農学研究所(INRA)等	○連邦政府研究所 ・国立衛生研究所(NIH)、国立航空宇宙局(NASA)、国立科学財団など。 ○連邦政府出資研究開発センター(FFRDC) ・ロスアラモス研究所(原子力兵器等)、オークリッジ国立研究所(原子力の平和利用等)、アメリカ、アメリカ大気研究センターなど。		
法人等の例	エージェンシー	政府外公共機関(NDPB)	マックスプランク学術振興協会	公施設法人		
組織の特性、業務の属性など	○省庁が企画立案した政策を執行するための、個別の行政ユニット。政府内の組織。 ○定型的で大量の処理業務、技能的な業務などを、一定の裁量をもって、効率的に実施。 ○日常の業務運営については、自律的・自己完結的。	○政府が決定した政策の方向性を前提としつつも、省庁から一定の距離をとって活動する公共団体。政府外の組織。 ○専門家集団が、中立性や透明性が要求される研究開発を、省庁から独立した意思決定の下で実施。	○政府から独立した非営利の研究機関。それぞれ基礎研究を行っており、自然科学、生命科学、社会科学、人文科学等など幅広い大学では対応できない先進的な基礎研究を実施。	○政府が決定した政策の方向性を前提としつつも、独立した予算措置を受け、専門性等に基づき業務を執行する法人(EP)。明確な法的根拠に基づき創設された制度ではない。	○FFRDCは、法律上、既存の省庁内での組織や契約によっては効率的に達成できない特別な長期の研究開発ニーズに対応するため設置される法人とされる。公法上の根拠により設置され、ガバナンス等は私法上の管理を受ける。 ○政府との合意文書(契約)に基づき研究開発を実施する。	
組織規律	法人格	○なし	○あり(民事法上の非営利組織)	○あり	○あり	
	国の関与	○主務大臣が業務に係る主要な意思決定。 ○日々の業務執行は機関の裁量に任せられるが、主務省庁の直接的な指揮命令に服する。	○主務省庁の関与は、組織の変更や廃止などを決定する場合のみ。 ○機関は、省庁の意思決定から独立して、自律的に経営。	○業務運営に関する政府の監督、認可等はない。	○国と「目標とパフォーマンスに関する契約」(3~4年の数値目標とそのための手段や活動の基本的な方向性など)を締結。目標の達成方法は、機関の裁量。	○政府機関との契約に基づき、研究所に設置された主務官庁のサイトオフィスが監督・評価を実施。
	意思決定機関	○執行長に意思決定の権限が集中。 ○執行長に対するアドバイスをを行うため、運営委員会等を設ける場合もある。	○通常、理事会などの合議体で意思決定。理事会メンバーは、公募手続きを経て、主務大臣が任命。 ○執行長は、業務の執行責任を有する。また、組織内の予算配分の権限を有する。	○評議員会(Senate)が中心的意思決定、監督機関。プレジデントの選出、行政委員会、事務総長の選出、機関の設置・廃止、科学メンバーの選出、機関のディレクターの選出、予算の決定等を行う。	○事務総長と経営理事会や科学委員会等の合議機関を設置。	○一般に民間企業と同等のマネジメントボードにより、該当する州法に基づいて管理。同時に連邦政府との契約やこれに関連する連邦政府調達規則も適用され、一般的な連邦政府と民間企業との間の契約に基づく業務遂行のケースと比べれば、より高いレベルでの管理・統制。
	役員等の身分・任期・給与	○幹部: 身分は、公務員。 給与は、幹部公務員と同様の4つのグレード別で支給。 ○職員: 身分は、公務員。 給与は、公務員より若干水準は高く、柔軟に設定。	○幹部: 身分は、非公務員。 給与は、民間セクターに近い業績給スキームを導入。 ○職員: 身分は、非公務員。 給与は、公務員より若干水準は高く、柔軟に設定。民間セクターに近い業績給スキームを導入。	○組織の長、職員 身分は、非公務員 給与は、公務員の給与に準拠。ディレクターには大学教授+αの給与の場合もある。	○組織の長: 身分は、公務員(任期は3~5年)。 給与は、予算省及び主務省が水準を決定。 ○職員: 身分は、公務員。 給与は、国家公務員に準拠。	○組織の長、職員: 身分は、非公務員 給与は、経験と実績により変動。研究者の市場価値に基づく。
	幹部の任用	○執行長: 公募手続きを経て、主務大臣が任命。	○組織の長: 法人が自律的に選出。	○組織の長: 政府が任命。	○組織の長: 政府からの任命はない。	
財政規律	財源等	○英国の予算は、3~4年の財政支出計画に基づく複数年予算。交付金により、政府から資金総額を提供。 ○機関は、政府の政策の方向性や優先順位が反映されるよう、主務省庁との調整を踏まえ、今後3~4年の機関の支出計画を策定。 ○財務省は、各省庁のトータルの予算の枠を決定。その範囲内で主務省庁が裁量をもって機関に予算を配分。	マックスプランク研究所の収入の大部分が公的機関からの補助金による助成。 マックスプランク研究所の収入の構成(2011) ・自己収入(5.5%)、パブリックセクター(連邦政府、16の州政府)の助成補助金(78.2%)、プロジェクト向け助成補助金(16.3%)	○フランスの予算は、3年間の複数年財政計画を定め、この予算見直しを遵守して各年度の予算を決定。 ○「目標とパフォーマンスに関する契約」において、予算額が概ね決定。 ○人件費及び投資的支出の上限あり。	○契約を締結した省庁から予算が配分される。 ○研究開発予算は、基本的に複数年度予算。	
	予算の繰越し	○制度的には、予算の繰越しが可能。ただし、実際には、特定の政策領域やエージェンシーにおいてのみ活用。研究開発においては柔軟な仕組みがあったが、最近では制約が厳しい。 ○3~4年の財政支出計画を跨いだ繰越しも、制度的には可能。	○継続的な課題については繰越しが可能。	○契約期間中の繰越しは可能。ただし、余剰予算でないかが予算省によりチェックされ、余剰であれば次年度の予算が削減される可能性あり。	○各事業毎のスキームに沿って期間内なら、年度予算未執行分を繰越し可能。	
業務運営規律	目標設定	○各機関は、3~5年の組織計画を策定し、主務大臣が承認。また、1~3年の事業計画を策定。 ○組織計画及び事業計画ともに、議会によって公式に承認。	○機関の長が年度計画、中期計画を作成し、プレジデントに提出。	○「目標とパフォーマンスに関する契約」において、目標が設定される	○政府とFFRDCは、FFRDCのミッションを定め、定期的な再評価等を実施するため、合意文書を作成する。合意内容の有効期間は5年以内で定める。	
	評価	○主務大臣が、機関からの業績報告を受けて、評価を実施。 ○省庁と機関との間で合意した業績指標が示すデータに基づき評価。	○世界的に著名な研究者等から構成される科学アドバイザー評議会が研究成果の出版状況、世界的な比較における地位などを記したステータスレポートやヒアリングを基に過去2年間の研究成果を評価。 ○また、6年に1回リサーチフィールドごとに、それぞれの機関を比較するとともに、国内及び国際的なコンテキストで評価を行う拡張評価を実施。	○毎年、「目標とパフォーマンスに関する契約」の目標に関して、機関が報告書を作成。所管省庁が評価を行い、所管大臣が承認。 ○会計検査院は、会計のみならず、目標達成等についての検査も実施。 ○研究機関については、第三者機関にて、4~5年に一度のスパンで評価。	○政府は合意を延長する場合には、FFRDCのニーズ等についての包括的なレビューを実施。レビューは、以下の点について行われる。 ・政府の技術的なニーズや要求するミッションを満たしているか。 ・政府のニーズを満たすための他の代替手段はないか。 ・ニーズを満たすための効率性や効果性についてのアセスメントなど	
	評価の反映・見直し	○NDPBについては、3~5年毎に組織の在り方の見直しを行う。	○拡張評価の結果等を踏まえ、予算配分の見直しや組織の改廃などが行われる。	(※情報なし)	○レビュー結果に応じて、組織の廃止、予算の見直し等が行われる。	

(注) 国立国会図書館調査報告書「国による研究開発の推進—大学・公的研究機関を中心に—」(2012年3月)、永野博『諸外国の研究開発マネジメント等に関する特徴と変革』(2010年9月)、科学技術要覧 平成24年版、財団法人未来工学研究所「海外政府系研究開発機関における研究開発評価システムに関する調査・分析」調査報告書(2011年3月)、三菱UFJリサーチ&コンサルティング「英国その他諸外国における政府関係機関の制度のあり方に関する調査」(2011年3月)、2011年9月独立行政法人改革に関する分科会(第1回)諸外国における政府関係機関の制度について(岡本委員提出資料)を基に、内閣官房行政改革推進本部事務局調べを加え作成。